

令和8年2月27日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

# 議 事 録

日 時：令和8年2月27日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

## 付議事項

- 議案第 4 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 6 号 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 7 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可の取消について
- 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

## 報告事項

- 第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 非農地証明について

## 出席委員

- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 柏木 健二  | 2 番 田中 慎二  | 3 番 谷 新子   | 4 番 宮脇 和幸  |
| 6 番 高本 光之  | 7 番 立花 達也  | 8 番 水場 光輝  | 10 番 亀山 博司 |
| 11 番 秋光 貴志 | 12 番 岡本 亮二 | 13 番 島田 徹幸 | 14 番 大道 正孝 |
| 15 番 竹内 誠  | 16 番 新田 隆次 | 17 番 石田 尚則 | 18 番 神藤 敦美 |
| 19 番 北村 正次 |            |            |            |

## 欠席委員

- 9 番 今井 満

## 推進委員

- 前田 耕壯

## 事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後2時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和8年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 亀山委員、12番 岡本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真そして資料1「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書」、令和8年度農業委員会総会開催計画表、令和8年度呉市農業委員会月例現地調査予定表を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、三和町〇〇〇番、地目は畑、面積は36㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠距離のため耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、年齢は40才で、新たに果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。事務局の説明のとおりです。譲渡人は遠方に居住しており、譲受人が申請地と写真右下にある宅地を併せて譲受して、新たに果樹栽培を始めるものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字西畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は163㎡の第2種農地

です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、67才で経営規模を拡大し、米・野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地には、譲渡人が作付けした野菜がありました。今後譲受人が引き続き管理されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字飛垣内〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は349㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、75才で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。譲受人のご自宅が写真右側にあります。近くなので、しっかり管理して頂けると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、広白岳6丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は66㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、68才で新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地の左下に譲渡人の家があり、その家と一緒に購入することになりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、広大広1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は80㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、43才で経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。写真ではコンクリートの様に見えますが、防草シートが張られ保全状態は、良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、音戸町大字音戸字小深〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田又は畑、面積は合計で10,998㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は35歳で、新たに、野菜と果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。音戸市民センターから東回り車で10分程の場所です。筆数も多くまとまった面積になります。草木が少し目立ちますが、譲受人は35歳と若く重機を所有しており自力で整備していくそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は596㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、51歳で新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：推進委員 前田です。本申請は、譲渡人が自己破産した関係の申請です。譲受人が競売物権である家と農地を購入したものです。特に問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、川尻町東4丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は83㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、57歳で新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：推進委員 前田です。譲渡人は、千葉県在住の方で耕作が困難です。譲受人は、申請地を購入して、野菜を栽培されます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町内海南6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は331㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、79歳で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、安浦町安登を過ぎ中切バイパスの下側にあります。譲受人のご自宅も近くにあります。これまでも譲受人が耕作されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、焼山北3丁目〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計975㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場として使用するため売買するものです。規模等につきましては、駐車場18区画及び住宅用資材を置くものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に駐車場等として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地は、平成30年頃から駐車場として使用されてきました。排水路も確保されており、問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：8番 水場です。本申請も始末書添付の議案です。何年も前から駐車場として使用していたとのことですが、税的な扱いはどの様になっていますか。

事務局：資産税に確認したところ雑種地で評価（課税）されています。

議 長：その他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の農地については、3年間の期間で農地改良する内容で、農地法第4条の規定による農地転用の許可を行っています。申請の事由につきましては、農地改良に必要な土砂の搬入が少ないため、工事期間を令和8年12月31日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。なお、申請人は農地所有適格法人で、許可当時の社名は〇〇〇〇でしたが、令和7年3月に現在の社名に変更になっています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。日量10輪ダンプで60台分程の土が搬入されています。将来的には、ワイン醸造用のブドウ栽培を予定しています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字大元〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は164㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、駐車場4区画を置くものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に駐車場等として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。事務局の説明のとおりで、7年前から駐車場として利用されています。譲渡人は、遠方に居住し管理が出来ないので、譲渡人が板金工場の駐車場として使用するため購入しました。耕作可能な土地ではありますが、現在、駐車場として使用しているのので始末書添付の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は15㎡の第2種農地です。転用の目的は、事業用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は、隣接する工場の敷地として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。写真では、広く見えるかもしれませんが、僅か15㎡の小さな土地です。許可後は、工場用地として使用されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町宇和木新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は243㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は、駐車場3区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、コメリ宇和木店の近くにあります。倉橋町のごみ収集業者の駐車場が手狭になったことに伴う申請です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町小仁方1丁目〇〇番〇〇〇、地目は畑、面積は305㎡の第2種農地です。転用目的は、住宅1棟及び駐車場4区画として利用するものため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：推進委員 前田です。申請地は、日頃から草刈などが施された良好な土地で、耕作も可能な状態でした。譲受人の目に留まり、今回の申請となりました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、川尻町森2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は4.38㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接地の進入路として利用するため、持分2分の1を売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。また、固定資産税の地目については、宅地になっています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：推進委員 前田です。申請地は、既に工事済みで進入路として使用されています。特に問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番と7番について、譲受人が同一で関連があるので一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：6番と7番の申請地は、安浦町大字女子畑字梶谷〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で2,358㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル158枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域は除外済です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、太陽光発電施設の申請が多く出される地区で周りに多くの太陽光発電施設が見受けられます。申請人は、以前、農地利用最適化推進委員をされた事も有る方ですが、現在は体調も悪く仕方がないのかなと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可の取消願ひについて」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の農地については、令和7年12月の総会において、太陽光発電設備として利用するため、許可されたものですが、譲受人が変更になったため、取消願ひが提出されたものです。なお、土地の登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。事務局の説明のとおりです。この申請業者が取消す場所は、ここだけではない様に聞いています。仕方がないのかなと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

(農林水産課着席)

議 長：次に、議案第9号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題とします。

呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、「農用地利用集積等促進計画案」についてご説明いたします。まず本案件については、「農地中間管理事業」に関連するものであるため、まずは、事業概要について説明させていただきます。農地中間管理事業とは、県知事が指定した農地中間管理機構が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大や効率化を図る担い手農家へ農地を貸し付ける制度です。広島県においては、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構として指定されております。今回提出しております貸し借りの事案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。なお本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、頂いたご意見については、今後の手続きの参考とするものです。本計画案の内容としましては、お手元にお配りしております、「資料1 農用地利用集積等促進計画案」のとおりです。これは安浦町日之浦地区の県営ほ場整備に係るもので、計画案は全部で14枚あります。計画案の表面には面積、設定期間、賃借方法を記載しており、裏面には契約の基本的な約束事（又貸しの禁止など）を記載しております。続いて、一番最後に添付しております安浦町日之浦地区の計画平面図をご覧ください。当該地域の安浦町日之浦地区において、令和5年度から令和8年度にかけて広島県が農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しており、令和7年度においては赤色の南丁部分の工事を実施しているところですが、一時利用地の指定後の令和8年4月ごろに農地として活用していく予定となっていることから、当該農地を中間管理している農地中間管理機構から地域の担い手として位置づけられている〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇氏へ転貸するものです。今回上程している14枚の計画案はこの南丁に係るものになります。もどりまして、1枚目と2枚目の様式第3-2号をご覧ください。この計画案の様式3-2は、事業に係る受益地面積の変更等により、再度貸し借りの設定を行う必要が出てきたため、この度再度貸付者から機構へ農地を転貸するものです。続きまして、3枚目から14枚目の様式第3-3号

をご覧ください。この計画案の様式3-3は、機構から南丁に入植する借受者2名へ転貸する内容となっております。貸付筆数は30筆で、面積の合計は35,399㎡です。説明は以上でございます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「農地利用集積等促進計画案」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。使用料について教えてください。使用貸借（無償）とあります。これは、土地使用料が0円と考えて良いのでしょうか。

農 林 水 産 課：現在は、使用貸借になっていますが、いずれ賃貸借へ移行します。造成後、面積が決まり次第、面積×単価で賃借料金を算出します。

議 長：その他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、説明のとおりと決定します。

（農林水産課退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第5条の規定による届出が3件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第2号の非農地証明申請について2件を証明しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：令和8年度農業委員会総会開催計画表、令和8年度呉市農業委員会月例現地調査予定表について説明。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議につて報告します。2月18日13時30から広島県農業会議常設審議委員会がありました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長： それでは、 次回の日程を申し上げます。

次回、 令和 8 年第 3 回総会は、 3 月 3 0 日 月曜日 午後 2 時 から  
場所は、 呉市役所 7 階 7 5 5 から 7 5 8 号室です。

議 長： 以上で令和 8 年第 2 回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、 ありがとうございます。

(午後 2 時 4 5 分)

以上は、 令和 8 年第 2 回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長 .....

呉市農業委員会 委 員 .....

呉市農業委員会 委 員 .....